洲本市子育て世帯訪問支援事業委託仕様書

１　業務名

　洲本市子育て世帯訪問支援事業業務

２　業務の目的

　家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、特定妊婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

３　委託期間

　令和７年２月１日～

４　業務の内容

（１）受託者は、利用決定通知書に基づき、対象家庭に以下の支援を行う訪問支援員を派遣する。

①家事支援

・食事の準備及び片付け
・衣類等の洗濯及び補修
・住居等の清掃及び整理整頓
・生活必需品の購入代行やサポート
・その他、日常的な家事に関して必要と認められるもの

②育児・養育支援

・食事、更衣又は排せつの介助
・入浴（沐浴）の介助
・通院の付き添い、外出時の介助
・保育所等の送迎
・児童の見守り
・その他、日常的な育児・介護・看護に関して必要と認められるもの

③子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言

④地域の母子保健施策・子育て支援施設等に関する情報提供

⑤支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市への報告

⑥その他、必要と認められる支援

（２）但し、病児及び病後児の世話、感染症患者のいる居宅における支援は行わない。

（３）支援は原則、保護者の在宅時に行う。但し、保育所の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

（４）個別ケース検討会議等への出席を求められた場合、原則担当する訪問支援員が出席する。

5　利用対象者

本市に居住し、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

（１）保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

（２）食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

（３）若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

（４）その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

6　利用（サービス提供）等

洲本市子育て世帯訪問支援事業委託通知書（様式第８号）により利用者及び利用内容等について通知し、支援の依頼を行う。

（１）利用期間　利用の承認があった日から３か月以内の期間を基本とする。

（２）実施日時　市が指定する日時

（３）１回の利用　１時間単位で合計２時間以内とする。

（４）１週間当たりの利用　２回以内とする。

7　委託する事業者（受託者）の要件

受託者は次に定める要件をすべて満たすこととし、要件を満たさなくなった場合には委託契約を解除する。

（１）次のいずれかに該当する事業所

ア　介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所

ウ　児童福祉法に基づく居宅訪問型認可外保育施設の届出をしている事業所

エ　家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所で、特に市長が必要と認める法人格を有する事業所

（２）上記事業所を淡路島内に有していること。

８　委託料等

（１）委託料　　（円）

世帯区分	家事支援、育児・養育支援の提供			事前訪問費（事前訪問依頼１回あたり、交通費・事務費を含む。）
	派遣料（総訪問時間数１時間あたり）	交通費（訪問回数１回あたり）	事務費（訪問世帯１カ月あたり）	
全世帯	３，０００	１，８６０	５，０００	３，０００

（２）履行状況の確認及び委託料の請求

受託者は支援対象家庭へ訪問支援員を派遣したときは、翌月の15日までに子育て世帯訪問支援事業実施報告書を提出し、履行状況の確認を受けなければならない。また、履行状況の確認を受けた後、洲本市子育て世帯訪問支援事業費請求書により市長に請求するものとする。

９　その他

（１）受託者は正当な理由なく本事業に関して職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（２）訪問支援員派遣中に事故及び損害が生じたときは、受託者が自らの責任と負担によりその処理に当たる。この場合、受託者は生じた事故及び損害の内容を速やかに市へ報告しなければならない。